

エネルギー回収施設余剰電力の売却事業
公募型プロポーザル実施要領

令和4年 10 月

山形広域環境事務組合

1 目的

この要領は、山形広域環境事務組合（以下、「当組合」という。）において、二つの高効率ごみ発電施設で発電した電気の余剰分のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気であるバイオマス電気を除いた非バイオマス電気の売却について契約の相手方となる候補者（以下、「契約候補者」という。）を選定するために実施するプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 件名

『エネルギー回収施設余剰電力の売却事業』

(2) 内容

別添「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業仕様書（以下、「仕様書」という）」のとおりに。

(3) 売電期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（1 年間）

(4) 対象施設

ア 〒990-2161 山形市大字漆山字中川原 3372

エネルギー回収施設（立谷川） 供給最大電力 1,880 kw

イ 〒999-3245 上山市川口字五反田 854-1

エネルギー回収施設（川口） 供給最大電力 1,999 kw

3 日程

本事業は次の日程（予定）で行う。

内 容	日 時	
プロポーザルの公募	10 月 13 日（木）～ 11 月 2 日（水）午後 5 時まで	広域環境事務組合 （HP 等への掲載）
参加申込書の提出期限	10 月 13 日（木）～ 11 月 2 日（水）午後 5 時まで	
実施要領及び仕様書に関する質問受付	10 月 13 日（木）～ 10 月 20 日（木）午後 5 時まで	
質問に対する回答	10 月 26 日（水）午後 5 時まで	
参加資格審査 （審査結果の通知・企画提案書提出要請）	11 月 4 日（金） 11 月 8 日（火）	事務局 事務局
企画提案書の提出期限	11 月 10 日（木）～ 11 月 21 日（月）午後 5 時まで	
審査会の開催 書類審査 （書類審査結果の通知）	11 月 25 日（金）（予定） 11 月 28 日（月）（予定）	審査会 事務局
審査会の開催 プレゼンテーション審査 （プレゼンテーション審査結果の通知）	12 月 12 日（月）（予定） 12 月 14 日（水）（予定）	審査会 事務局
受給契約締結	12 月中旬	※要協議
受給契約開始	令和 5 年 4 月 1 日（土）	

4 事務局

本プロポーザルの実施に係る事務局は、以下のとおりとする。

担当窓口 : 山形広域環境事務組合 施設課 施設整備係

電話 : 023-641-1844

F A X : 023-641-1845

電子メール : yamakokn@beach.ocn.ne.jp

5 応募に関する事項

(1) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者でないこと。
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産開始手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- ④ 入札参加資格の確認日（参加資格確認申請の受付期間の末日）から本件入札の執行日までの間に、山形市、上山市、山辺町、中山町（以下「構成市町」という。）いずれかの指名停止要綱または規程に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 国税または地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 当組合が準拠する、山形市暴力団排除条例（平成 23 年市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑦ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。
- ⑧ これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年度法律第 108 号）第 31 条に定める滞納金を期限まで納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- ⑨ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- ⑩ 令和 3 年度の構成市町への電気供給実績が年間 8,000 (MWh) 以上あること。又は、令和 4 年 9 月の構成市町への電気供給実績が月間 667 (MWh) 以上で、令和 5 年度の電気供給量が年間 8,000 (MWh) 以上を見込めること。

(2) 失格事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし本プロポーザルへの参加を認めない。

- ① 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ② 期間内に提出書類が提出されなかったもの。

③ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

④ その他、実施要領に違反するもの。

6 参加申込関係書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、公告日から当組合ホームページ上で公開する書類に記載のうえ、受付場所まで持参又は郵送により提出すること。なお、一提案者が複数の提案に参加することはできない。

提出された書類等は、事務局において本プロポーザル実施要領に基づき審査し、結果を通知する。なお、提出された書類等は返却しない。

(1) 申込期間 令和4年10月13日(木)～11月2日(水)

(2) 申込方法 提出書類を郵送(締切日必着)又は持参(持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)

(3) 提出書類 ① 参加申込書(様式2)

② 誓約書(様式3)

③ 秘密保持誓約書(様式4)

④ 会社概要書(様式5)

⑤ 納税証明書(写し可) ※過去3か月以内に発行されたもの

⑥ 令和3年度の構成市町内への電気の供給実績(年報、月報等)が確認できるもの。または、令和4年9月現在の構成市町内への電気の供給実績(年報、月報等)と令和5年度の構成市町内への供給見込が確認できるもの。

(4) 提出部数 2部(正本1部、正本の写し1部)

(5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形広域環境事務組合 施設課 施設整備係

7 本プロポーザルへの質問

本件に関する質問がある場合は、事務局あてにより質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評定基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和4年10月13日(木)～10月20日(木)午後5時まで

(2) 質問方法 質問書(様式1)を使用し、午前9時～午後5時までの間に電子メール又は持参により事務局に提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を担当へ電話で連絡すること。

(3) 回答日時 令和4年10月26日(水)午後5時まで

(4) 回答方法 電子メールで回答するとともに、山形広域環境事務組合ホームページに秘匿情報を除き掲載する。

URL : <http://www.yamagata-koiki.or.jp>

電子メール : yamakokn@beach.ocn.ne.jp

(4) 留意事項

① メールのはじめの件名は「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業への質問」とすること。

② 質問に対しては、回答日時時点で参加申込又は問合せのある全ての者に対して電子メールで回答するが、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断し

たものについては、質問者のみに回答する。

8 参加資格審査・結果の通知

「6 参加申込関係書類」で提出された書類について参加資格を審査し、すべての参加申込者に参加資格審査結果の通知（電子メール）を行う。参加資格があると認められた者に対しては企画提案の提出を求める。

9 企画提案書等の提出

「8 参加資格審査・結果の通知」で企画提案書の提出を求められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年11月10日（木）～11月21日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- (3) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式6）
 - ② 令和3年度の構成市町への供給実績を確認できるもの（年報、月報等）
 - ③ 令和3年度の自己資本比率が確認できるもの（決算書等）
 - ④ 令和3年度の全体の供給電力量と調達した発電電力量並びに卸電力市場、送配電事業者から調達した電力量の実績を確認できるもの（年報、月報等）
 - ⑤ その他資料（任意様式）必要な場合
- (4) 提出部数 10部（正本1部、正本の写し9部）
- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形広域環境事務組合 施設課 施設整備係

10 企画提案内容の審査・評価及び最優秀者の選定

本プロポーザルは、提案された本事業への企画提案内容を審査・評価するために「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業者審査会」（以下、「審査会」という。）を設置し、「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業者審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づき、提出された企画提案書（様式6）等について書類審査及びプレゼンテーション審査により公平かつ適正に審査・評価し最も高い評価を受けた者を最優秀者とし、次に高い評価を受けた者を次点者とする。なお、下記(1)に示す失格事項に該当するものがある企画提案（者）は、審査の対象外とし、審査・評価を行わない。

(1) 失格事項

- ① 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- ② 参加資格要件を欠く場合
- ③ 企画提案書等の部数が不足する場合
- ④ 売電単価（見積価格）が当組合で設定した最低単価（非公表）を下回る提案である場合
- ⑤ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 公募、企画提案書作成要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑦ その他、実施要領書の規定に違反した場合

(2) 書類審査

ア 審査の日程

令和4年11月25日(金)(予定)

イ 審査の方法

- ① 審査は企画提案者が1者であっても実施する。
- ② 審査は別に定める「審査要領」に基づき実施する。
- ③ 審査結果の上位の3者を書類審査の通過者として選定する、
- ④ 審査の結果は、郵送にて書類審査結果を企画提案者に対し通知すると共に、プレゼンテーション審査の参加要請を行う。

(3) プレゼンテーション審査

ア 審査の日程

令和4年12月12日(月)(予定)

イ 審査の方法

- ① 審査は別に定める「審査要領」に基づき審査会が行う。
- ② 審査は提出済みの企画提案内容で行い、追加資料等は認めない。
- ③ 企画提案者は自ら提案する内容に沿って提案内容のプレゼンテーションを行い、審査委員等からヒアリングを受けるものとする。
- ④ 審査の実施概要は、下記のとおりとし、詳細についてはプレゼンテーション参加要請とともに連絡する。

ウ 実施概要

- ① 参加できる人数は2名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ② 時間は15分以内(説明10分、質疑応答5分)とする。
- ③ 順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- ④ 説明に際して、プロジェクター等機器を用いることができる。なお、当組合で準備する機材はプロジェクター、スクリーン、パソコン、レーザーポインターとし、企画提案書等の提出にあわせて申し出ること。
- ⑤ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ⑥ 今後の新型コロナウイルスの感染拡大防止策を踏まえ、必要に応じて実施方法(プレゼンテーション審査等)を変更する場合がある。

(4) 最優秀者の選定

- ① 審査会は、「審査要領」に基づき提案者が企画提案したものを審査・評価し、最も高い評価を受けた者を最優秀者として選定する。
- ② 最も高い評価を得た者が2者以上あるときは、審査委員の合議により最優秀者を選定する。
- ③ 最優秀者の選定後に不測の事態等が生じた場合は、次点の評価を得た提案を繰り上げる。
- ④ 企画提案者が1者の場合でも審査を行い、「審査要領」に定める最低基準点を上回る場合は最優秀者とする。

(5) 審査時の重視事項

審査会は、経済性、地域貢献、当組合の事業推進につながる提案、地域との関係性、経営の安定性の観点から総合的な審査により最優秀者を選定する。

特に重視する事項は下記のとおり

- ① エネルギーの地産地消の取組み、非化石価値の活用等による CO2 の削減、構成市町内又は山形県内の電力受給に係る広報の提案及び電力供給の実績
- ② 構成市町又は山形県内の住民、企業にとって有効的な提案
- ③ 環境教育や社会啓発、地域イベントへの参画等の地域活性化に向けた事業提案
- ④ 当組合の事業推進につながるものとして、ごみの分別、ごみ処理の廃熱利用等の広報等の提案

1 1 審査結果の公表

書類審査を含む最終的な審査・評価結果については、最優秀者の選定から1週間を目安に、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知するほか、当組合ホームページにて公表する。

なお、電話による問い合わせや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

1 2 本契約

最優秀者は本事業における契約候補者として、審査会において最高得点を得た企画提案書を基に内容を再確認し詳細を明確化したうえで、当組合の承認を得るものとする。従って、最優秀者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

最優秀者は、当組合の承認が得られなかった場合、契約候補者としての資格を失う。その際は、次点の企画提案者を契約候補者として繰り上げ交渉する。

契約候補者は、当組合が企画提案書に添った内容に修正した仕様書により契約を締結し、この契約をもって本契約とする。

1 3 その他

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）にて届出ること。
- (3) 提案書類の著作権は参加者に帰属するが、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (6) 複数の企画提案書の提案はできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（当組合が補正等を求める場合を除く。）

- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 提出書類又は企画提案書等に記載した内容が虚偽と判明した際は、確認を行ったうえで失格とする。
- (10) 当組合から本プロポーザルで及び本事業において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル・本事業手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することは禁止する。
- (11) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配達途中の事故（郵送・配達の遅延を含む。）については、当組合はいかなる責任を負わない。
- (12) 契約締結後であっても、本事業において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、または契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕される等社会的影響が大きいと当組合が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

表 1 審査基準及び配点

審査基準	審査の内容	配点
(1) 経済性	① 見積売電価格（非化石価値を含む） ② 事業者がもたらす地域経済の活性化	50
(2) 地域貢献	① 構成市町又は山形県内の電力受給に係る広報の提案 ② 構成市町又は山形県内の住民、企業にとって有効的な提案 ③ 地域活性化に向けた事業提案 ④ 非化石価値電気を供給するプランの設定 ⑤ その他（上記内容以外の地域貢献等の提案）	20
(3) 当組合の事業推進につながる提案	① 当組合のイメージアップや事業促進につながる提案 ② その他（上記内容以外の当組合の事業推進につながる提案）	5
(4) 地域との関係性	① 令和3年度における構成市町への電気の供給実績 ② 令和3年度における構成市町及び山形県内の公共施設への電気の供給実績 ③ その他（上記内容以外の地域との関係性）	15
(5) 経営の安定性	① 小売電気事業の実績年数 ② 経営状況の健全性 ③ 電力調達能力（R3年度実績） ④ その他（上記内容以外の経営の安定性について）	10
合計		100